

## 製品安全データシート (MSDS)

### 製造者情報

会 社 株式会社コートテック  
住 所 横浜市青葉区新石川 3-3-1-4F  
電話 番号 045-910-6646  
FAX 番号 045-910-6647  
作成者 咲間 毅  
作成 2008 年 11 月 18 日

### 製品名

“STEPプライマー”

### 物質の特定

単一製品・混合物の区別 : 混合物  
成分及び含有量 : 混合溶剤 : キシレン (70~80%)  
: n-ヘキサン (20~30%)  
: その他機能性添加剤 (4%未満)  
CAS NO. : -  
国連分類及び国連番号 : 国連分類 (クラス 3 引火性液体)  
: 国連番号 (1139)

### 危険有害性の要約

分類の名称・・・ 引火性液体  
危険性・・・ 引火、爆発性あり  
有害性・・・ 溶剤の蒸気の吸入、皮膚への付着、目に入る等により有害作用を及ぼすことがある  
安全法の変異原性化合物を含まず

### 応急処置

眼に入った場合 : 直ちに流水で 10 分以上洗眼した後、眼科医の診察を受ける。  
皮膚に付いた : 直ちに多量の水と石鹼で洗い流す。また、外観に変化がみられ場合、痛みが続く場合は、速やかに医師の診察を受ける。  
吸入した場合 : 直ちに新鮮な空気の場所に移動し安静にする。  
咳、たんがひどい場合は、速やかに医師に診察を受ける。  
呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ気道を確保したうえで人工呼吸を行う。  
飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中を洗った後、約 250ml の水または牛乳を与えて無理に吐かせない。また、患者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。速やかに医師の診察を受ける。

## 火災時の処置

- 消火方法 :  
・ 初期消火は粉末、二酸化炭素、乾燥砂等で消火する  
・ 大規模火災の際には、泡消火剤等を用いて空気を遮断する方法が有効である  
・ 棒状の使用はかえって火災を拡大する恐れがあるため噴霧状にして放水する  
・ 周辺火災の場合、周辺の設備に散水して冷却し、移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す  
・ 消火作業は、風上から行い、必ず保護具を着用する  
・ 火災発生場所周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する  
・ 燃焼したとき多量の黒煙を発生する。生成ガス中には、有害な一酸化炭素等が含有される
- 消火活動装備 : 防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム長靴
- 消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、乾燥砂

## 漏出時の措置

- ・ 作業は風上から行い、風下の人を避難させる
  - ・ 漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する
  - ・ 付近の着火源となる恐れのある物を速やかに取り除く
  - ・ 回収作業では、必ず保護具を着用し、火花を発生させない安全な工具を使用する
- 大量の場合 : 可能な限り堰止めし、液の表面を泡で覆い、ドラム等に回収する。
- 少量の場合 : 砂・ウエス等に吸着させ、密閉容器に回収する。
- ・ 回収後の床は水で洗浄する。

## 取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い :  
・ 換気の良い場所で取り扱う。  
・ 密閉された場所では床や底部まで十分に換気出来るような排気装置を置き、換気を行いながら作業する。  
・ 火気や酸化剤との接触は避ける。  
・ 活性炭マスク、保護メガネ、保護手袋、保護衣を着けて作業する。作業場の近くにシャワー、手洗い、洗眼設備を設ける。  
・ 容器はその都度密栓する。
- 保管 : 容器を密閉し、所定の冷暗所に保管する。  
火気厳禁、関係者以外立ち入り禁止の標識を掲示する。

## 物理、化学的性質

- 外観等 : 無色透明の液体
- 比重 : 約 0.8~0.9 (20℃)
- 沸点 : 139~144℃
- 蒸気圧 : 650~870 (Pa 20℃)
- 融点 : -



---

#### 廃棄上の注意

適用される産業廃棄物処理基準及び規則に従う  
ごく少量を焼却する場合はケイソウ土等に含ませ、開放型の焼却炉を用いる  
空容器には残油が残っている可能性があり、無理な圧力をかけたり空容器の切  
断、溶接、穴あけ等の加工をしない  
廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理を委託する

---

#### 輸送上の注意

運搬に際しては容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、破損がないよう  
に積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う

---

#### 適用法令

- 【消防法】 第2条危険物第4類第2石油類非水溶性液体（1000L）
- 【毒物及び劇物取締法】 第2条別表第2劇物
- 【安衛法】・施行令別表第1危険物（引火性のもの）
  - ・施行令第18条名称等を表示すべき有害物（ただし含有量5%以下のものを除く）
  - ・施行令別表第6の2有機溶剤（第2種有機溶剤）
- 【船舶安全法】 別表第5（中引火点引火性物質）
- 【海洋汚染防止法】 ばら積み運送、有害液体物質（G類）
- 【危規則】 第3条危険物公示別表第5引火性液体類  
（H—上・下／上・下等級3）
- 【航空法】 施行規則第194条危険物告示別表第3引火性液体  
（G—等級3）
- 【港則法】 施行規則第12条危険物（引火性液体類）

---

#### 引用文献

原料メーカーMSDS

---

=====  
この情報は新しい知見及び試験などにより改正されることがあります。  
本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。全ての化学品には未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要です。御使用者各位の責任に於いて、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。  
=====